

**労働市場センター業務室から通知等される雇用保険に係る要調査対象受給資格者等の検出情報のうち、未活用となっている検出情報を十分に活用する体制を整備することにより、失業等給付金の支給の適正化を図るよう改善させたもの**

支給の要件を満たしていない可能性のある失業等給付金の支給額(支出) 1億1162万円

1 制度の概要

(1) 雇用保険の失業等給付金及び労働者災害補償保険の保険給付

雇用保険の失業等給付金の中には、被保険者が離職して労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることなどの要件を満たす者に対して支給される求職者給付等がある。また、労働者災害補償保険の保険給付の中には、業務上の事由による負傷又は疾病に係る療養のため労働することができず、賃金を受けられない者に対して支給される休業補償給付等がある。

そして、雇用保険の求職者給付等は、公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、その受給資格があると決定された者（以下「受給資格者」という。）の就職の有無等の事実について確認して、支給決定に当たっては、受給資格者が実際に失業している日について失業の認定を行うなどして、厚生労働省が支給することとなっている。また、受給資格者が休業補償給付等の支給を受けている場合は、一般に就労できる状態にないことから、休業補償給付等の支給を受けている間の求職者給付等の受給資格の決定及び失業の認定を行わないこととなっている。

(2) 雇用保険における不正受給の防止・摘発の措置

厚生労働省職業安定局が定めた業務取扱要領〔雇用保険給付関係〕（以下「取扱要領」という。）によれば、次の措置等を執ることとされている。

ア 要調査対象受給資格者の検出等

雇用保険の被保険者等に関する記録の作成等の業務を行う厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室（以下「センター」という。）は、就職した受給資格者について、安定所が入力した就職年月日等変更票等の就職年月日が求職者給付の支給期間中となっている場合は、不正受給の可能性があることから、当該受給資格者を要調査対象として検出し（以下、要調査対象として検出した受給資格者を「要調査対象受給資格者」という。）、当該情報等を該当する安定所に通知する。

イ 休業補償給付等と求職者給付の併給を受けている可能性のある者の検出等

本院は雇用保険の求職者給付等の支給に当たり、労働者災害補償保険の休業補償給付等の情報を活用することにより、支給の適正化を図るよう平成12年度決算検査報告に掲記し、厚生労働省は以下のとおり休業補償給付等の情報を活用できる体制を整備した。

センターは、休業補償給付等の支給期間と求職者給付の支給期間とが重複していて、両給付の併給を受けている可能性のある者（以下、要調査対象受給資格者と両給付の併給を受けている可能性のある者を合わせて「要調査対象受給資格者等」という。）を検出し、当該情報を記載した一覧表を該当する安定所に配信する。

厚生労働省は、前記のア及びイにより検出された情報（以下「検出情報」という。）等に係る調査に当たらせるため、全国の安定所に雇用保険給付調査官（以下「給付調査官」という。）を配置するなどしている。

(3) 検出情報の調査

安定所における調査等については、取扱要領に基づいて都道府県労働局（以下「労働局」という。）が事務処理要領等を定めており、その内容はおおむね次のとおりとなっている。

- ① 給付調査官等が備える所定の整理簿に要調査対象受給資格者等に関する情報を記録する。
- ② 不正受給等の根拠となる証拠書類を事業主等から徴し、面接を行うなどの調査を速やかに行う。
- ③ 検出情報が未活用となっている事案について、安定所の管理者に適宜報告を行う。
- ④ 要調査対象受給資格者等に係る調査が終了した事案等を一定期間ごとに取りまとめて、不正受給に関する報告（以下「業務報告」という。）として労働局に提出する。

## 2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

すなわち、9労働局管内の68安定所において要調査対象受給資格者等844人に係る検出情報が未活用となっており、これらの者に支給した失業等給付金計4億9030万余円のうち、支給の要件を満たしていない可能性のある支給額（以下「不適正支給見込額」という。）は計1億1162万余円となっていた。

安定所において検出情報を十分に活用するためには、整理簿に調査の進捗状況を記録し、検出情報の活用状況を適切に把握して、組織として取り組むことのできる体制を整備することが重要となる。

そこで、未活用となっている検出情報の組織としての把握・管理の状況は、次のとおりとなっていた。

ア 安定所において、整理簿に未活用となっている検出情報が記録されていないもの

20安定所	要調査対象受給資格者等	167人	不適正支給見込額計	2026万余円
-------	-------------	------	-----------	---------

イ 安定所において、整理簿に未活用となっている検出情報の記録はあるものの、給付調査官等から管理者への報告が十分に行われていないもの

29安定所	要調査対象受給資格者等	436人	不適正支給見込額計	5171万余円
-------	-------------	------	-----------	---------

ウ 労働局において、未活用となっている検出情報について業務報告により把握していないもの

8労働局	要調査対象受給資格者等	824人	不適正支給見込額計	1億0978万余円
------	-------------	------	-----------	-----------

なお、前記の検出情報が未活用となっていた要調査対象受給資格者等844人のうち、583人については、上記のア、イ及びウの状況が重複してみられた。また、141人に係る不適正支給見込額計2422万余円については、検出情報が未活用となっている状況のまま支給から2年以上が経過（23年6月末現在）しているため、雇用保険法による時効により返還を受ける権利が消滅しており、支給の要件を満たしていないことが確認された場合でも、その返還を命じることができなくなっていた。

このように、検出情報を十分に活用していない事態は適切とは認められず、改善を図る必要があると認められた。

## 3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、厚生労働省は、23年9月に各労働局に通知を發し、未活用となっている検出情報を十分に活用して、失業等給付金の支給が適正なものとなるよう、次のような処置を講じた。

ア センターが通知又は配信する検出情報に係る調査の進捗状況を把握して管理することが可能となるような整理簿の統一的な様式を定めるとともに、労働局及び安定所に対して、整理簿に記録する趣旨を周知徹底し、整理簿に適切に記録するよう指導した。

イ 未活用となっている検出情報に係る調査の進捗状況を安定所において組織として十分に把握して管理することができるよう、給付調査官等が整理簿を使用して定期的に管理者に報告を行うこととするなどの体制を整備した。

ウ 未活用となっている検出情報について、労働局において適切に把握できるよう、安定所から労働局に定期的に業務報告等により報告を行うこととするなどの体制を整備した。